

「浜岡原子力発電所における緊急安全対策について」 の報告書の記載誤りについて

2011年9月15日

当社は、2011年4月20日に国へ報告した「浜岡原子力発電所における緊急安全対策について」の報告書^{※1}(以下、「報告書」という。)に記載の誤りを確認したことから、本日、記載を修正した報告書の改訂版をあらためて、原子力安全・保安院へ提出しましたので、お知らせします。

また、本日、原子力安全・保安院より本事象に対する原因の究明および再発防止対策の策定をおこない、その結果を2011年9月28日までに報告するよう指示を受けました。

当社は、本事象について、不適合処理プロセスに従い適切に対処するとともに、原因究明をおこない、再発防止に努めてまいります。

記載誤りの内容および再評価結果について

1. 記載誤りの内容

(1) 4、5号機の原子炉隔離冷却系^{※2}の電源容量

原子炉隔離冷却系の運転に必要な電源容量の記載に誤りがありました。

➢ 4号機必要電源容量:(誤)44.29kVA → (正)45.85kVA

➢ 5号機必要電源容量:(誤)48.12kVA → (正)55.21kVA

(2) 3、4、5号機の可搬式動力ポンプの揚程^{※3}

緊急安全対策で配備した可搬式動力ポンプのうち3、4、5号機の仕様(揚程)の記載に誤りがありました。

➢ 可搬式動力ポンプ仕様(揚程):(誤)98m → (正)102m

(3) 1、2号機の中央制御室の設置位置

1、2号機の中央制御室の設置位置(高さ)の記載に誤りがありました。

➢ 1号機中央制御室の設置位置:(誤)T.P.+22.2m → (正)T.P.+19.7m

➢ 2号機中央制御室の設置位置:(誤)T.P.+22.5m → (正)T.P.+19.7m

2. 再評価結果

(1)について、修正後の必要電源容量であっても、充電器の容量(4号機:120kVA、5号機:110kVA)内に収まっています。充電器の容量は、災害対策用発電機の容量の評価に用いているものの、充電器の容量に変更がないことから、評価に影響を及ぼすものではありません。

(2)について、可搬式動力ポンプ使用時の必要最大揚程は、49.56mであり、修正後も必要最大揚程を上回っており、評価に影響を及ぼすものではありません。

なお、(3)の中央制御室の設置位置については参考値であり、直接、評価に影響を及ぼすものではありません。

※1 報告書は、2011年3月30日に経済産業省より発出された「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(指示)」に基づき取りまとめたものです。

※2 原子炉隔離冷却系は、原子炉が隔離し、通常の原子炉への給水系統が使用不能な場合に、原子炉から発生する蒸気を利用し、タービン駆動タービンと直結したポンプで原子炉へ給水をおこない、原子炉水位を維持し炉心を冷却する系統です。

※3 揚程は、ポンプの能力を示す指標のひとつで、ポンプが水を汲み上げる高さ(m)をいいます。

以上